

富田林市市民公益活動推進と協働のための市民会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における市民公益活動及び行政と市民との協働を推し進めるための施策に幅広い観点から市民の意見を反映させるため、富田林市市民公益活動推進と協働のための市民会議（以下「市民会議」という。）を設置し、もって、市民公益活動と行政と市民との協働の一層の推進を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 市民会議の委員は、7名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民公益活動団体の代表者
- (3) 公募市民
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前条第2項第2号に掲げる委員がその職を失った場合においては、委員の職を失う。

(議長及び副議長)

第4条 市民会議に議長及び副議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は市民会議を代表し、議事その他会務を総理する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長は、会議の運営上その他必要があるときは、市民会議に委員以外の者を出席させることができる。

(報酬)

第6条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例（昭和51年富田林市条例第20号）による。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、市民人権部市民協働課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、議長が市民会議に諮ってこれを定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に行われる市民会議の招集及び議長が互選されるまでの間の議事
その他会務の総理は、第4条第2項及び第5条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを行
う。
- 3 この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、
委嘱の日から平成20年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。